



2026年1月16日

各 位

会社名 日野自動車株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 小木曽 聰
(コード 7205 : 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 渉外広報部長 飯島 真琴
(TEL. 042-586-5494)

和泰汽車股份有限公司 (HOTAI MOTOR CO., LTD.) の持分の売却に伴う

特別利益（投資有価証券売却益）の計上に関するお知らせ

日野自動車株式会社（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において当社が保有する和泰汽車股份有限公司（英文表記：HOTAI MOTOR CO., LTD.）（以下「和泰」といいます。）の持分の全部のトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）への売却（以下「本売却」といいます。）に係るトヨタとの間の持分譲渡契約（以下「本持分譲渡契約」といいます。）の締結について決議したことに伴い特別利益（投資有価証券売却益）を計上する予定となりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 特別利益（投資有価証券売却益）の計上について

（1）売却持分：当社が保有する和泰の持分の全部

売却前の出資持分割合	2.0%
売却予定持分割合	当社が保有する出資持分の全部
売却後の出資持分割合	0 %

（注）出資持分割合は、和泰の2025年第3四半期財務諸表に記載された2025年9月30日時点の総出資持分に対する割合です。

（2）売却日：2026年2月又は3月（予定）

（3）投資有価証券売却益：30,116百万円（予定）

（4）売却理由：

当社の財務状態を改善させることにより、2025年6月10日付「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」に記載する、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を円滑に進める一環として本売却を行うものです。

2. 支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本売却の相手方であるトヨタは当社親会社であり、本売却は支配株主との取引に該当します。当社が、2025年7月7日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本売却における適合状況は、以下のとおりです。

本売却は、独立社外取締役のみにより構成される当社の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に事前に諮問し、本売却が少数株主にとって不利益でないことについて答申を得た上で、本日開催した当社取締役会において、長田准氏を除く当社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本持分譲渡契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、2024年12月までトヨタの執行役員であり、本日現在トヨタ（非常勤嘱託）から当社の取締役として派遣されている長田准氏は、本売却に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本売却に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本持分譲渡契約の締結に関する審議には参加しておりません。このような対応の結果、本売却は当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

なお、2025年7月7日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はトヨタ自動車株式会社であり、2025年3月31日現在、当社議決権の50.2%を所有しております。親会社への製品の販売等については、原材料やエネルギー費の市場価格や労務費変動などを勘案して、毎期価格交渉の上決定しております。

部品の購入等については、一般的取引条件同様に、市場価格等を十分に勘案し、トヨタ自動車株式会社と協議の上、合理的な価格としております。資金借入時の利率については、市場金利を勘案して一般的取引と同様に決定しております。これら、当社と親会社グループの重要な取引については、独立社外取締役のみにより構成される特別委員会に事前に諮問し答申を得た上で、取締役会において取引の妥当性を判断することとしております。従って、親会社との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することは無いと考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

ア 公正性を担保するための措置

当社は長島・大野・常松法律事務所及び常在国際法律事務所を本売却に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本売却に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所及び常在国際法律事務所は、当社及びトヨタとの間で重要な利害関係を有しておりません。

イ 利益相反を回避するための措置

（ア）当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本売却の是非を審議及び決議するに先立って、本売却に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、本売却の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本売却を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、トヨタグループとの重要な取引について妥当性を判断する目的で2022年度より継続して設置されている本特別委員会に対して諮問を行いました。

本特別委員会は、当社及びトヨタとの間で利害関係を有しない社外取締役であり、かつ、独立役員である吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏及び君嶋祥子氏の4名によって構成されています。当社は、本特別委員会に対し、(a) 本売却の目的の正当性・合理性、(b) 本売却の条件の妥当性、(c) 本売却の手続の公正性、並びに (d) 上記 (a) 乃至 (c) を前提に、本売却を実行することが、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討・判断し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について、諮問いたしました。当社は本売却について本特別委員会に諮問した当初から吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏及び君嶋祥子氏を本特別委員会の委員として選定しており（本特別委員会の委員長は吉田元一氏であります。）、その後に本売却に関する諮問を行うに際して本特別委員

会の委員を変更した事実はありません。また、各委員の職務の対価には、本売却の公表、決定及び実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

なお、当社は、当社取締役会における本売却に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が、本売却が当社の少数株主にとって不利益であると判断した場合には、当社取締役会は本売却の実行を決定しないものとすることを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a) 本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することができるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当社が負担するものとする権限を与えること、並びに (b) 当社は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える得る状況を確保することを決議しております。

本売却に関する本特別委員会は2025年11月27日及び2026年1月16日の2回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて隨時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。また、本特別委員会は、独立性及び専門性・実績等を検討の上、当社及びトヨタから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定しました。

その上で、本特別委員会は、当社及び当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本売却についての説明を適時に受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行っております。さらに、本特別委員会は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえて、重要な局面で意見を述べ、当社に対して指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(a) 本売却の目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、(b) 本売却の条件が、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められず、(c) 本売却の手続は公正なものであると認められ、また、(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえると、本持分譲渡契約を締結し、本売却を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）を、2026年1月16日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の概要については、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

(イ) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

本日開催した当社の取締役会においては、当社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本持分譲渡契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、2024年12月までトヨタの執行役員であり、本日現在トヨタ（非常勤嘱託）から当社の取締役として派遣されている長田准氏は、本売却に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本売却に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本持分譲渡契約の締結に関する審議には参加しておりません。

上記に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「イ 利益相反を回避するための措置」のとおり、本売却に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本売却を実行する旨の決定をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、本特別委員会に対して、本諮問事項について諮問いたしました。

その結果、本売却を実行することに関して、本特別委員会から、2026年1月16日付で、大要以下のとおり本答申書を受領いたしました。

I. 答申の内容

(a) 本売却の目的の正当性・合理性について

本売却は当社の企業価値向上に資し得るものであり、その目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、本答申書作成日時点でかかる正当性・合理性を失わせる特段の事情は認められない。

(b) 本売却の条件の妥当性について

本持分譲渡契約に定める条件は不合理とはいえないが、本売却の条件が、少数株主（一般株主）に特に不利益な条件を含んでいないことを含め、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められない。

(c) 本売却の手続の公正性について

本売却の条件を検討・交渉する体制、本売却に係る交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本売却の実行に際して公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本売却の手續は公正なものであると認められる。

(d) 上記(a)乃至(c)を前提に、本売却の実行が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて

上記(a)乃至(c)を踏まえると、本持分譲渡契約を締結し、本持分譲渡契約に定める前提条件が充足される場合に本売却を実行することが不合理とはいえないことから、本持分譲渡契約を締結し、本持分譲渡契約に定める前提条件が充足される場合に本売却を実行する旨の取締役会決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる。

II. 答申の理由

(a) 本売却の目的の正当性・合理性について

ア 本売却の目的

- 本売却の目的は、当社のエンジンの排出ガス及び燃費を含む認証に関する問題（以下「エンジン認証問題」という。）に関連して悪化している当社の財務状態を改善させ、それにより本経営統合を円滑に進める一環として本売却を行うものである。

イ 当社における現状認識

- 当社における経営課題の認識としては、エンジン認証問題に関連して当社に生じる金銭的負担により、当社の経営、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性が否定できない状況であることや、金融機関から好条件で追加の資金調達を受けることが困難な状態にあることに鑑みると、追加の資金調達により当社の財務状況を改善させなければ、エンジン認証問題に関連して当社が負う債務の支払いが困難になる可能性がある。
- 当社の経営課題の認識は、いずれも合理的なものであると認められる。したがって、上記の経営課題の解決及びその実現へ向けた施策に寄与する方策を講じることは、一般論としては当社の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。

ウ 本売却の目的に関するその他の検討

- 本売却は台湾経済部投資審議司に対し本売却の承認を申請し、その承認を取得しなければ本売却を実行することができない。もっとも、本売却については、譲渡の相手方であるトヨタが既に和泰持分を保有していることから、当該承認の取得について現時点で特段の懸念は存在せず、これは直ちに本売却の目的の正当性・合理性を失わせるものではないと考えられる。
- 本持分譲渡契約の締結及び公表のタイミングについて、台湾経済部投資審議司への本売却実行に係る承認申請に係る申請書には譲渡価格の記載が必要であり、当該申請を行うより前に本持分譲渡契約を締結する必要がある。当社においては、当社の財務状況に鑑み、本売却を速やかに、遅くとも 2026 年 3 月期中に実施することが必要であり、また、上記承認申請から承認までには約 1 ヶ月程度が想定されることに鑑みると、2026 年 1 月 16 日に本持分譲渡契約を締結し、本売却について公表するという判断が不合理であるとはいえないと考えられる。

- ・ 和泰持分保有に係る当社の事業上の有用性を踏まえると、当該持分を全くの第三者に譲渡する場合には和泰との関係性に支障を来たし、台湾市場における当社の事業に悪影響が生じる可能性を否定できない。この点、当社の親会社であるトヨタを譲渡先として選定することで上記悪影響が生じる可能性を一定程度低減することが可能と考えられ、その意味でトヨタを譲渡先として選定することには一定の必要性が認められる。また、トヨタは当社の親会社であるが、取引条件の妥当性及び手続の公正性を担保することで、少数株主との利益相反を可及的に防止し得る。よって、トヨタを和泰持分の譲渡の相手方とするという判断は、合理的なものと考えられる。

エ 小括

- ・ 以上を踏まえると、本売却は、当社の企業価値向上に資し得るものであると認められ、また、本売却の目的には正当性・合理性があると認められる。

(b) 本売却の条件の妥当性について

ア 本売却の譲渡価格

- ・ 本売却における譲渡価格は、31,384 百万円であり、これは、本持分譲渡契約の締結日の前営業日までの和泰持分の株価の過去1ヶ月間の終値単純平均値及び同期間のニュー台湾ドルと円の為替レートに関し株式会社三菱UFJ銀行が公表したレートの平均値によって算出されたものである。当該譲渡価格は、①台湾経済部投資審議司への本売却実行に係る承認申請に係る申請書には譲渡価格の記載が必要であること、及び②和泰の持分が上場されていることから、市場株価を参照した価格とすることが公正と考えられることから、上記方法で設定されたものであり、合理的である。
- ・ 本売却の取引条件は、公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められることを踏まえると、本売却の譲渡価格が、妥当性を欠くとすべき特段の事情はないと認められる。

イ 本持分譲渡契約におけるその他の条件について（前提条件）

- ・ 本持分譲渡契約における重要な事項として、本売却の実行の前提条件のうち台湾経済部投資審議司からの本売却実行に関する承認取得が存在する。もっとも、当該承認の取得については、現時点において特段の懸念事項は生じておらず、これを前提条件として定めることに一定の合理性が認められる。

ウ 小括

- ・ 以上に鑑みると、本持分譲渡契約に定める条件は、不合理とはいえないことを踏まえれば、本売却の条件が妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められない。また、本売却の条件には、少数株主（一般株主）にだけ特に不利益をもたらすような条件は含まれていない。

(c) 本売却の手続の公正性について

ア 特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

- ・ 本特別委員会は、当社の独立した社外取締役により構成される委員会である。また、本特別委員会は、本諮問事項の検討に当たって、特別委員会が果たすべきとされる役割を実施している。
- ・ このほか、本特別委員会については、以下の点への配慮が認められることから、公正性担保措置として有効に機能していると認められる。
 - ① 本特別委員会は、当社において、トヨタとの利益が相反する重要な取引・行為に対する透明性を確保するために取引全体を監督する体制を構築することを目的に設置されていたものであり、本売却に当たっても、当社及びトヨタとの間の本持分譲渡契約に係る実質的な交渉が継続している段階で諮問がなされている。
 - ② 本特別委員会の委員は社外取締役で構成されており、当社及びトヨタ並びに本売却の成否から独立していることが確認されている。
 - ③ 本特別委員会は、本売却の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなど

により、本売却の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限を与えられており、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える状況を確保している。

- ④ 本特別委員会は、当社及びトヨタ並びに本売却の成否から独立した独自のリーガル・アドバイザーを選任している。また、当社のリーガル・アドバイザーの高い専門性及び独立性に問題がないことを確認した上で、本特別委員会として、必要に応じてその意見も聴取している。
- ⑤ 本特別委員会は、少数株主（一般株主）には公開されていない本持分譲渡契約に係る交渉の状況についても説明を受けるとともに、必要に応じて情報提供を求めた。
- ⑥ 本特別委員会の委員の報酬については、既存の当社社外取締役としての報酬のみとしており、成功報酬は採用していない。

イ 意思決定のプロセス

- ・ 当社の取締役のうち長田准氏については、上記「2. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」のとおり本売却に関して利益が相反し又は相反するおそれがあるため、当社における本売却に関する協議及び交渉に参加しておらず、今後開催される本売却に関する取締役会の審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めているといえる。

ウ アドバイザーの関与

- ・ 当社は、意思決定過程の公正性を確保する観点から、当社及びトヨタ並びに本売却の成否から独立したリーガル・アドバイザーから助言を受けている。
- ・ 本特別委員会は、諮問事項の検討を行うに当たり、当社及びトヨタ並びに本売却の成否から独立した本特別委員会のリーガル・アドバイザーから、本特別委員会における諮問事項に関する検討及び審議に関する法的助言を受けている。

エ 少数株主（一般株主）への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- ・ 本売却では、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯やトヨタとの間の本売却に係る本持分譲渡契約の条件の交渉過程への関与状況、本答申書の内容及び本特別委員会の委員の報酬体系等、本売却に係る本持分譲渡契約の合意に至るプロセスや交渉経緯並びに同契約の内容等について充実した情報開示がなされる予定となっており、当社の株主に対し、取引条件の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料は提供されていると認められる。

オ 小括

- ・ 本売却の条件を検討・交渉する体制、本売却の条件の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本売却の実行に際して公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本売却の手続は公正なものであると認められる。

(d) 上記(a)乃至(c)を前提に、本売却の実行が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて

- ・ 上記(a)乃至(c)において、本売却の目的の正当性・合理性、本売却の条件の妥当性及び本売却の手續の公正性が確認され、いずれも問題があるとは認められない。以上より、本持分譲渡契約を締結し、本持分譲渡契約に定める前提条件が充足される場合に本売却を実行することが不合理とはいはず、当社の少数株主にとっても不利益ではないと考えられる。

3. 今後の見通し

本売却に伴い、当社は、2026年3月期に特別利益として30,116百万円（連結概算）（1台湾ドル=4.97円で算出した金額であり、為替の変動を受ける場合があります。）の投資有価証券売却益を計上する予定です。本売却に関して新たに開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。なお、本売却は、本経営統合の一環で行われる、ARCHION株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換における交換比率、並びにARCHION株式会社を株式交付親会社、三菱ふそうを株式交付子会社とす

る株式交付における交付比率に影響はありません。

(参考) 当期連結業績予想 (2025年11月4日公表分) 及び前期連結実績

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益 (単位:円)
当期業績予想 (2026年3月期)	1,500,000	65,000	60,000	40,000	69.68
前期実績 (2025年3月期)	1,697,229	57,490	39,310	△217,753	△379.34

以上